

(仮称)「箕面市ふれあい安心名簿条例」(素案)の説明会を開催します！

平成21年(2009年)10月14日

箕面市では、全国に先駆け、(仮称)「箕面市ふれあい安心名簿条例」の制定を進めています。

条例制定に向け、広く市民のみなさんの意見を聴くため、平成21年10月5日(月曜日)から10月30日(金曜日)までの期間で、パブリックコメントを実施しています。

多くの方から意見を聴くため、市内4カ所で説明会を開催します。

平成21年10月20日(火曜日)午後7時30分～ 箕面市立東生涯学習センター地下1階講座室

平成21年10月23日(金曜日)午後7時30分～ 箕面市立とどろみの森学園1階会議室

平成21年10月24日(土曜日)午後7時30分～ 箕面市立西南公民館1階講堂

平成21年10月27日(火曜日)午後7時30分～ 箕面市立中央生涯学習センター2階講義室

【実施の目的】

箕面市では、全国に先駆け、(仮称)「箕面市ふれあい安心名簿条例」の制定を進めています。

条例制定に向け、広く市民のみなさんの意見を聴くため、平成21年10月5日(月曜日)から10月30日(金曜日)までの期間で、パブリックコメントを実施しています。

このパブリックコメントの実施にあたり、条例(素案)に対し多くの方から意見を聴くため、次のとおり条例(素案)の概要やパブリックコメントの実施内容についての説明会を開催します。

【説明会の日時・場所】

平成21年10月20日(火曜日)午後7時30分～ 箕面市立東生涯学習センター地下1階講座室

平成21年10月23日(金曜日)午後7時30分～ 箕面市立とどろみの森学園1階会議室

平成21年10月24日(土曜日)午後7時30分～ 箕面市立西南公民館1階講堂

平成21年10月27日(火曜日)午後7時30分～ 箕面市立中央生涯学習センター2階講義室

【参加方法】

事前の申し込みは不要です。当日、自由に参加してください。

【参加対象者】

どなたでも参加できます。

【説明会開催の周知方法】

市ホームページへの掲載

市内全自治会への開催案内通知

【添付資料】

・パブリックコメント手続実施要項

(仮称)ふれあい安心名簿条例(素案)と概要等を含む

問い合わせ先

総務部総務課

TEL 072-723-2121(代表)

(内線:3898)

FAX 072-723-2096

パブリックコメント手続実施要項

素案の名称	(仮称)ふれあい安心名簿条例(素案)
パブリックコメント手続実施の目的	自治会やPTAなど、さまざまな地域団体の活動の活性化や災害その他緊急時の連絡において、必要かつ有用な名簿を安心して作成、利用できるための、手続等を定める条例の制定を進めています。 この条例素案について、広く市民のみなさまの声を聴くため、パブリックコメントを実施します。
実施部局名	総務部 総務課
(問い合わせ先)	総務課 総務G 担当:川瀬、辻本 (電話:072-724-6706 ファクス:072-723-2096)
公表内容	(仮称)ふれあい安心名簿条例(素案)
素案の閲覧方法と閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"> (1)市ホームページ (2)総務部 総務課 (箕面市役所 本館2階 206番窓口) (3)行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 15番窓口) (4)箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5)中央生涯学習センター、東生涯学習センター、西南公民館 (6)みのお市民活動センター <p style="margin-left: 40px;">(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで (5)～(6)は、各施設の開館日、開館時間中</p>
意見等の提出期間	平成21年(2009年)10月5日から10月30日まで (郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	<p>次のうちいずれかの方法で提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)閲覧場所の窓口への提出 (2)郵便による送付 〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所総務部総務課 (3)ファクスによる送付 (ファクス:072-723-2096) (4)電子メールによる送付 (Email:soumu@maple.city.minoh.lg.jp) <p>閲覧場所の窓口にて意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。(自由な形式で提出していただいてもかまいません。)</p>
意見等を提出できるかた	<ul style="list-style-type: none"> (1)本市にお住まいのかた (2)本市に事務所又は事業所がある事業者 (3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本市にある学校に在学しているかた (5)本市に対して納税義務を有しているかた (6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体

<p>意見等を提出する際の 必要記載事項</p>	<p>意見を提出しようとする素案の名称 氏名及び住所：上記の「意見を提出できるかた」のうち (2)から(4)に該当するかたにあっては、名称及び所在地 (6)に該当する団体にあっては、団体名及び団体事務局の所在地 上記の「意見を提出できるかた」のうち、該当する区分</p>
<p>提出された意見等及び 市の考え方の公表方法</p>	<p>お寄せいただいた意見等については、類似のものを集約した上で、その意見に対する市の考え方と対応を含めて、上記「素案の閲覧方法と閲覧場所」と同様の方法・場所で公表します。 (公表時期は11月を予定しています) 意見提出者への個別回答はいたしませんので、ご了承ください。 今回いただいた際に収集した個人情報については、他の目的に利用することはありません。</p>
<p>備 考</p>	

(仮称) ふれあい安心名簿条例 (素案)

「名簿」は、地域団体などにおいて作成、利用され、災害発生時の緊急連絡や日常の情報交換など地域コミュニティに重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、近年では、「個人情報の保護に関する法律」の施行などにより個人情報やプライバシーの保護が重視されるあまり、いわゆる「過剰反応」が起こり、その結果、個人情報や名簿を「出さない・扱わない・作らない」という社会風潮が、一部見受けられます。

このことは、まちづくりの重要な要素である、災害発生時の市民の安全確保や地域コミュニティの推進の観点からも、憂慮すべき事態であると考えます。

このような状況を踏まえ、箕面市は、自治会やPTAなどさまざまな地域団体において、地域コミュニティの醸成や災害時の緊急連絡等に必要かつ有用である「名簿」を安心して作成し利用できるための環境整備を進めます。

より多くの地域団体が、主体的に名簿づくりを進めていただくことを願い、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域団体の活動の活性化及び災害その他緊急時の連絡において有用な名簿を市民が安心して作成し、及び利用することができる手続の基準を定めることにより、市民活動を促進するとともに、地域社会における市民の社会連帯を深め、市と地域社会との協働を図り、安全なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) ふれあい名簿 この条例に定める基準に基づいて作成し、及び利用する名簿
- (2) 名簿情報 地域団体の構成員の氏名、住所、連絡先等の個人情報その他の記述等により個人を識別することができる情報で、名簿に記載するもの
- (3) ふれあい名簿作成者 ふれあい名簿を作成する地域団体

- (4) ふれあい名簿利用者 ふれあい名簿作成者から当該名簿を受け取った者
- (5) ふれあい名簿登載者 名簿に名簿情報を記載される当該個人
- (6) 地域団体 市内の自治会、PTAその他市内に事務所を有する団体若しくは主な活動場所が市内である団体又は構成員の半数以上が市内に在住、在学若しくは在職している団体。ただし、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者及び市長がこの条例の目的に合わないとする団体を除く。
- (7) 認証記号 ふれあい名簿に付することのできる記号

（適用範囲）

- 第3条 この条例の規定は、この条例に定める基準に基づいて名簿を作成し、及び利用する場合について適用し、当該基準に基づかない名簿の作成及び利用を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、主に営利目的に使用される名簿は、この条例を適用しない。

（市の機関が作成する名簿）

- 第4条 市の機関が第1条の目的を達成するために市民と共有する名簿を作成する場合は、この条例に定める基準に基づいてふれあい名簿を作成することができる。

（市長の責務）

- 第5条 市長は、この条例の目的を達成するため、名簿情報の適正な取扱いが確保されるとともに、ふれあい名簿作成者が安心してふれあい名簿を作成するための施策を推進しなければならない。

（名簿作成の要項）

- 第6条 認証記号を付そうとするふれあい名簿作成者は、名簿情報の収集その他この条例に定める基準に基づきふれあい名簿を作成し、又は利用するために必要な手続等を定めた要項を作成しなければならない。この場合において、当該ふれあい名簿作成者は、3年を超えない範囲内においてふれあい名簿の有効期限を定めなければならない。
- 2 市長は、ふれあい名簿作成者が前項に定める要項を作成するための指針となる要項及び具体の手続を例示しなければならない。

(名簿情報の収集の基準)

- 第7条 ふれあい名簿作成者は、名簿情報を収集しようとするときは、ふれあい名簿の利用目的、記載する名簿情報の項目及びふれあい名簿の配付先を定め、あらかじめふれあい名簿登載者に知らせなければならない。
- 2 ふれあい名簿作成者は、ふれあい名簿に記載することについてふれあい名簿登載者から同意を得たうえで、ふれあい名簿登載者から名簿情報を収集しなければならない。
 - 3 ふれあい名簿作成者は、当該ふれあい名簿の利用目的に必要な名簿情報以外の情報を収集してはならない。

(ふれあい名簿管理者の設置)

- 第8条 ふれあい名簿作成者は、ふれあい名簿登載者の中からふれあい名簿管理者を選任しなければならない。
- 2 ふれあい名簿管理者は、ふれあい名簿登載者からの名簿情報の取扱いに関する問合せや相談等があったときは、当該ふれあい名簿登載者に必要な助言等を行うものとする。
 - 3 ふれあい名簿作成者は、作成したふれあい名簿に、ふれあい名簿管理者の氏名及び連絡先を記載しなければならない。

(認証の申請手続等)

- 第9条 認証記号を付そうとするふれあい名簿作成者は、ふれあい名簿の内容が確定したときは、市長に名簿情報を収集した経過の分かる書類を提示し、認証を申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該ふれあい名簿の作成手続がこの条例の基準に適合するかどうかを確認し、適合すると認めるときは、番号を付した認証記号を交付するものとする。
 - 3 市長は、前項の認証記号を交付したときは、認証記号交付登録簿に必要な事項を記録するものとする。
 - 4 市長は、前項の認証記号交付登録簿に記録した事項を公表しなければならない。
 - 5 ふれあい名簿作成者は、第1項の申請内容に変更があったときは、市長に当該変更内容を届け出なければならない。

(認証記号の取消等)

第 10 条 市長は、ふれあい名簿又は名簿情報の取扱い等がこの条例に定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、認証を取り消すことができる。

2 市長は、前項に定める認証を取り消したときは、当該取り消しを受けたふれあい名簿を認証記号交付登録簿から削除しなければならない。

(名簿情報の訂正等の基準)

第 11 条 ふれあい名簿作成者は、ふれあい名簿登載者から名簿情報の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)の申出があつたときは、当該名簿情報の訂正等を行わなければならない。ただし、既に配付したふれあい名簿について、全ての配付先に当該訂正等の内容を通知するときは、この限りでない。

(名簿配付の基準)

第 12 条 ふれあい名簿作成者は、ふれあい名簿登載者以外の者又はふれあい名簿の利用目的を超えて、ふれあい名簿を配付してはならない。

2 ふれあい名簿作成者は、ふれあい名簿を配付しようとするときは、ふれあい名簿に適正な利用及び管理に関する事項を記載するなど、ふれあい名簿利用者に周知しなければならない。

3 ふれあい名簿作成者は、ふれあい名簿を配付したときは、当該ふれあい名簿の配付先を記録しておかなければならない。

(名簿利用及び管理の基準)

第 13 条 ふれあい名簿利用者(ふれあい名簿作成者を含む。(以下「ふれあい名簿利用者等」という。))は、ふれあい名簿の利用目的以外にふれあい名簿を利用してはならない。ただし、災害その他の緊急時における人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、かつふれあい名簿登載者から同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。

2 ふれあい名簿利用者等は、名簿情報を当該ふれあい名簿登載者以外に漏らしてはならない。

3 ふれあい名簿利用者等は、名簿情報が他に漏洩しないよう、ふれあい名簿及び名簿情報を適正に管理しなければならない。

4 ふれあい名簿利用者等は、前3項の規定に定めるもののほか、ふれあい名簿に記載されたふれあい名簿の適正な利用及び管理に

関する事項を遵守し、ふれあい名簿を適正に利用し、及び管理しなければならない。

(名簿回収及び処分の基準)

- 第14条 ふれあい名簿作成者は、当該ふれあい名簿が必要でなくなったときは、配付した全てのふれあい名簿を回収するか、又は全ての配布先に必要でなくなった旨を通知しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき回収したふれあい名簿及びふれあい名簿作成者が保管していたふれあい名簿は、適正に処分しなければならない。ただし、地域団体の履歴を記録するためにふれあい名簿を保存する必要があるときは、この限りでない。
- 3 第1項の通知を受けた者は、当該ふれあい名簿を適正に処分しなければならない。

(法的責任の告知)

- 第15条 ふれあい名簿作成者は、ふれあい名簿利用者がふれあい名簿の利用目的を超えて、この条例又は関係法令に違反する行為その他個人情報に関する不正な取扱いを行ったときは、当該ふれあい名簿利用者は当該違反行為又は不正取扱いについて、法的責任があることを作成するふれあい名簿に記載しなければならない。

(助言、相談等)

- 第16条 市長は、名簿情報の収集並びにふれあい名簿の作成、管理及び処分に関する基準について、ふれあい名簿管理者から相談があったときは、その相談に応じ、必要な助言をするものとする。
- 2 市長は、ふれあい名簿利用者からふれあい名簿又は名簿情報に係る苦情その他ふれあい名簿の不正利用等についての申出があったときは、当該ふれあい名簿管理者に対し、適切な措置を迅速に講じるよう指導するとともに、措置に関する相談に応じるものとする。

(委任)

- 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(仮称)ふれあい安心名簿条例(素案)の概要

〔条例に定めるルール〕

第1条 目的	地域団体の活動の活性化及び災害時等の緊急連絡において、有用な名簿を安心して作成・利用できる手続の基準を定め、市民活動を促進するとともに、安全なまちづくりを推進する
第2条 定義	用語の定義
第3条 適用範囲	条例の基準に基づいて名簿を作成・利用する名簿に適用 条例の基準に基づかない名簿の作成・利用もできる 営利目的に使用される名簿は条例を適用しない
第4条 市の機関が作成する名簿	市の機関が条例の目的を達成するために市民と共有する名簿を作成する場合は、条例の基準に基づいてふれあい名簿を作成できる
第5条 市長の責務	名簿情報の適正な取扱いが確保され、安心して名簿を作成するための施策を推進
第8条 ふれあい名簿管理者の設置	名簿登録者の中から名簿管理者を選任 名簿管理者は、問合せ・相談等に対し、助言等を行う 名簿管理者の氏名・連絡先を名簿に記載
第10条 認証記号の取消等	基準に適合しなくなったときは、認証を取り消すことができる 認証を取り消した名簿は、認証記号交付登録簿から削除
第15条 法的責任の告知	名簿作成者は、名簿利用者が不正な取扱いをしたとき、法的責任があることを名簿に記載
第16条 助言・指導等	市は、名簿管理者からの相談を受け、助言する 市は、名簿の苦情・不正利用等について申出があったときは、名簿管理者に適切な措置を指導し、措置の相談に応じる
第17条 委任	条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める
附則	平成22年4月1日から施行する

〔条例による名簿作成のフロー〕

